

インフルエンザ・新型コロナウイルス罹患報告書について (依頼)

インフルエンザ・新型コロナウイルスとの診断を受けた場合、学校保健法19条の規則により、学校における流行の蔓延を防止するために出席停止（欠席扱いとはしない）の措置をとることになっています。

インフルエンザ・新型コロナウイルスとの診断を受けた場合、登校再開日は医師の診断に従ってください。

医師の指示がない場合は、発症した後(翌日)から5日を経過し、かつ解熱した後(翌日から)2日を経過するまでは、自宅で療養してください。

※下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス罹患報告書」は必ず保護者をご記入の上、登校再開日から7日以内に、病院の処方箋（「お薬の説明書」など、インフルエンザ薬が処方された事が証明できるもの）
または、検査結果用紙を添えて担任に提出してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス罹患報告書

年 組 氏名

保護者氏名

◆ 発症日 月 日 () 時頃
(症状: 熱 . °C、咳、頭痛、関節痛、咽頭痛、)

◆ 受診日 月 日 ()

医療機関名

◆ 診 断 (該当するところに○をつけてください)

- ・ A型インフルエンザ [簡易検査による陽性]
- ・ A型インフルエンザ [症状と流行情報による診断]
- ・ B型インフルエンザ [簡易検査による陽性]
- ・ B型インフルエンザ [症状と流行情報による診断]
- ・ 新型コロナウイルス [簡易検査による陽性]

◆ 解熱した日 月 日 () 朝の体温 . °C

◆ 登校再開日 月 日 () 朝の体温 . °C